

総合評価拡大へ簡素化

入札参加停止、上限3年

自治法政令3月施行

地方自治法施行令の一部を改正する政令案が8日に閣議決定する見通しだ。7日に開かれた政府の事務次官会議で内定したもので、地方自治体が総合評価方式を導入・拡大しやすいよう学識経験者からの意見聴取を「落札者決定基準を定めるとき」だけに簡素化し、談合などの不正行為に対する入札参加停止期間の上限を2年から3年に延長する。施行日は3月1日。

地方自治法施行令で「合評価方式の導入▽評価」の各段階で学識経験者は、自治体が総合評価方式の項目など落札者決定基準から意見聴取するよう定式を実施する場合、▽総の規定▽落札者の決定」めている。

この意見聴取が自治体には過度な負担となり、総合評価方式の導入・拡大

大が進まない原因の一つに指摘されている。このため、意見聴取手続きを「落札者決定基準を定めるとき」だけに改める。

ただ、同基準に基づき落札者を決定する際、改めて学識経験者の意見を

聞く必要があるかどうか▽競争入札、せり売りで学識経験者に確認すること義務付ける。その必要性を学識経験者が認めた場合、落札者の決定に当たっても学識経験者の意見を聞かなければならない。

一方、入札参加停止期間の上限引き上げは、談合などの不正行為の再発を防止するのが狙い。福岡、和歌山、宮崎の3県で知事が逮捕された事件などを受けた措置で、▽契約の履行に当たり、故意に工事、製造を粗雑にし、または物件の品質や数量の不正行為をした者

このほか、自治体が随意契約できる範囲の拡大も盛り込み、公共施設の清掃業務などの役務提供について障害者支援施設と契約する場合も対象にする。